

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1	5		基準を順守したスペースを確保しております。利用児童が適切な空間で療育を受けられるように、個別・集団での部屋の使い分けを明確に行うことや、机や椅子の配置を工夫するなど、落ち着いて療育を受けられるようにしております。	利用児童の状況を常に考慮し、特性にも配慮した部屋の使い分けをしております。	
	2	5		基準配置以上の配置数であり、直接処遇は全て有資格者を配置しております。	今後も、個別療育や専門性を活かした療育をおこなってまいります。	
	3	5		生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている		
	4	5		生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、児童たちの活動に合わせた空間となっている		
業務改善	5	5		月1回フレクシオン会議を実施し、支援の改善点、療育の計画などすべての職員が情報を共有できるようにしております。PDCAサイクルに基づいた課題分析を行い、そのうえで共通認識、意思統一の徹底を図っております。		
	6	5		年に一度、保護者様にアンケートを依頼し、いただいた意見を職員間で検討し、フレクシオン会議などで課題や改善策を話し合っております。全職員で共通認識を持って保護者様のご意見に添うように取り組みを行っております。		
	7	5		事業所向け自己評価表及び保護者様向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	今後も公式Webサイトで公開していきます。	
	8	5		第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	第三者による外部評価については、今後の課題として検討してまいります。	
適切な支援の提供	9	5		職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している		
	10	5		アセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	より良い支援のために定期的な個人面談を実施し、記録し、保護者様や利用児童のニーズを最大限に活かせるように支援計画を作成しております。	
	11	5		児童の適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	標準化されたアセスメントツールを使用し、保護者様のご意見・ご要望・利用児童の状況を漏らすことなく聞き取るようにつとめております。保護者様には丁寧に分かりやすい説明ができるように心がけております。	
	12	5		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	児童発達支援ガイドラインを遵守し、計画立案や内容について適応期間の定めに関係なく、必要に応じて再度見直し、一人ひとりに合った具体的な支援内容を設定した支援をおこなえるように取り組んでおります。また、保護者様のご意向や利用児童の特性を十分に考慮し、適切に選択するようにしております。	
	13	5		児童発達支援計画に沿った支援が行われている	利用児童への直接支援は支援計画に沿っておこなわれるように支援会議で共通認識、共通理解を図っております。	
	14	5		活動プログラムの立案をチームで行っている	児童発達支援管理責任者が中心となり、各職員からアイデアを出し合い全員がチームとなってプログラムを立案しています。	
	15	5		活動プログラムが固定化しないよう工夫している	基本的には習慣化と定着を目指していますが、利用児童の発達に応じた療育を考案し、プログラムが固定しないように見直しや修正をおこなっております。	
	16	5		児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	利用児童の状況を見ながら、個別療育や集団活動などそのときに合わせた療育を行っております。	
	17	5		支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	児童発達支援管理責任者と管理者が中心となり日々の療育の振り分けを行い、職員間の掲示板に役割分担を掲示しております。必要に応じて、その日の支援内容や利用児童の課題や気づき等を情報共有をし、相談し合っております。	
	18	5		支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	支援終了後には、管理者や児童発達支援管理責任者に支援員が報告し、情報は全体に周知できるようにつとめております。その中でどんな小さなことでも意見を出し合い、支援や工夫が必要なことを見つけ、次の支援に繋がるようにしております。	
19	5		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	その日のうちに経過記録に記録し、各職員が閲覧できるようにしております。また、記録内容としてはできたことだけでなく、苦手なことや記録するようにしております。		
20	5		定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	定期的（6ヶ月以内）にモニタリングを行い、目標達成状況等を保護者様に面談して詳しく説明をしております。状況に応じては緊急のモニタリングをおこない、早急な見直しをおこなうことをごさいます。		
関係機関や保護者様との連携	21	5		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその児童の状況に精通した最もふさわしい者が参画している	担当者会議には、利用児童の状況を一番把握している児童発達支援管理責任者と支援担当者が参画しております。	
	22	5		母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	関係機関との会議にも積極的に参加し、子育て支援等からいただいた情報は活用させていただいております。家庭支援の際は、関係機関と連絡を取り合うようにつとめております。	
	23	5		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	5		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）児童の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	5		移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	移行支援に関しては、担当者会議の機会を通して連携につとめ、また園や学校からの見学希望についても積極的に受け入れをおこなっております。	
	26	5		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	就学前に学校や相談員、各関係機関とともに会議をおこなっており、情報共有と相互理解をはかっております。利用児童が新しい環境に適応できるように情報共有と相互理解を図っております。	
	27	5		他の児童発達支援センターや児童発達支援センター、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	現在、児童発達支援センターや専門機関との連携までにはいたっておりません。	今後は関係機関との連携を目指し、研修や助言を求めてまいります。
	28	5		保育所や認定こども園、幼稚園等との交流などの外部の児童と活動する機会がある	本年度は、事業所発信の交流機会は持てませんが、保護者様のご意向によって、個別の対応は可能な状況となっております。	保護者様のご意向を踏まえたうえで、交流機会を検討して当事業所の理解を深めていただけるようにつとめてまいります。
	29	5		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	今年度は協議会への参加機会はございませんでした。	今後、研修が行われた場合は、積極的に参加させていただきます。
	30	5		日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達の状況や課題について共通理解を持っている	送迎時のやり取りや連絡帳を利用して保護者様と利用児童の状況や変化などの情報交換をおこない、共通理解を深めております。また、ご家庭での困りごと等を書いていただいております。	
保護者様への説明責任等	31	5		保護者様の対応力の向上を図る観点から、保護者様に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	家庭連携や担当者会議を通して面談・支援に努め、ご要望や必要に応じて研修をおこなうなど、保護者様にも寄り添った支援をおこなっております。まずは、保護者様のお話を聞くことが信用と安心に繋がると考えております。	
	32	5		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約時に重要事項説明書、契約書を通し、丁寧に説明しております。契約時や事業所に関する変更内容等があった際には、保護者様に安心していただけるように、必ず分かりやすく丁寧に説明するように心がけております。	
	33	5		児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている	ガイドラインに基づいて支援計画を作成しております。また、保護者様へ支援計画の内容を説明する際は、専門用語を避け、わかりやすい言葉を使用するように心がけ、また現状説明を丁寧にしております。	
	34	5		定期的に、保護者様からの子育てでの悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	連絡帳や送迎時に保護者様から子育てのお悩み等をお聞きし、保護者様のお気持ちに寄り添えるように、その都度適切なアドバイスをさせていただきます。また、ご質問や、ご相談はその場での回答が難しい内容はいつか持ち帰り、早い回答を心がけて対応しております。	
	35	5		父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりするなどにより、保護者様同士の連携を支援している	感染症対策を踏まえ、今後開催できるように準備してまいります。	今後、保護者様からのご意向を確認しながら交流の機会を検討してまいります。
	36	5		子どもや保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れが適切な場合に迅速かつ適切に対応している	現在までに、重大な苦情をいただくことはありませんでしたが、ご相談やご要望があった場合は速やかな対応ができるように準備をしております。	
	37	5		定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	定期的に「COMPASS だより」を発行しております。連絡帳のカレンダーには、療育の様子、遊びの様子、行事の様子を掲載しております。また、YouTube、公式Webサイトのブログで事業所の活動内容をご紹介しております。	
	38	5		個人情報の取扱いに十分注意している	個人情報記載の書類は鍵付き書庫や管理の行き届く環境で保管し、情報流出等ないように取り扱いは慎重におこなっております。掲載など、個人情報にかかわることに関しては、その都度事前の確認をさせていただきます。保護者様に同意を得たうえで掲載させていただきます。また、不要になった書類などは速やかにシュレッダーにて破棄をおこなっております。	
	39	5		障がいのある児童や保護者様のための配慮をしている	利用児童には状況や特性に合わせた伝達方法を確し、保護者様にも連絡帳等を用いた文章で確認していただいたり、口頭でも専門用語を避けるなど、丁寧な情報伝達を心がけております。	
	非常時等の対応	40	5		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	通所をおおやかにしたくない保護者様もおられるため、今年度も行事に地域住民の方をご招待するような計画はございません。
41		5		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者様に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	各マニュアルはすぐに確認できるように玄関に設置しております。また、避難訓練は定期的の実施しており、実施したときの写真なども事業所だよりに掲載しております。	
42		5		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	さまざまな災害を想定し、年間計画を立て訓練を計画しております。どのような状況でも対応できるよう役割分担を決め、緊急連絡網等を作成しております。	
43		5		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している	アセスメント時に保護者様に必ず確認し、職員間で共有しております。	
44		5		食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている	アセスメントや、保護者様に確認をおこない、利用児童のアレルギーについては全職員が周知の上、適切な対応につとめてまいります。	
45		5		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	ヒヤリハットが発生した場合、詳細に記録し、共有しております。事例集は職員間で共有し、定期的に振り返りをおこない、再発防止と、事故の未然防止につとめております。少しでも「ヒヤリ」とした場合には報告書を作成するようにしております。	
46		5		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	社内にて虐待防止委員会を設置し、事業所内研修や外部研修に参加し、認識を深めております。	
47	5		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	現在の利用児童には身体拘束が必要なケースはございません。利用契約書には、身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得ることを支援計画にも記載しております。	利用契約書に準じ原則身体拘束をおこないませんが、万が一自傷・他害行動などに限り支援に支障をきたすと考えられる場合に限り、やむを得ず身体拘束に踏み切る場合は、児童や保護者様に十分な説明をおこない、承諾を得て記録するようにつとめてまいります。	